

令和４年度３月 第12回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和５年３月２０日（月） 午前１０時００分 ～ 午前１０時１５分

開催場所 あま市シルバーカレッジ

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
１	玉谷 尚登	出席	推 １	平尾 正敏	出席
２	近藤 善成	出席	推 ２	小坂井 佳雄	出席
３	菱田 茂	出席	推 ３	宇佐美 雅仁	出席
４	加藤 勝	出席	推 ４	近藤 哲夫	出席
５	伊藤 幸夫	出席	推 ５	林 和夫	出席
６	笹野 明美	出席	推 ６	花木 清	出席
７	近藤 美奈子	出席	推 ７	宮地 浩司	出席
８	木村 治彦	出席	推 ８	久保田 幸司	出席
９	三輪 光雄	出席	推 ９	足立 國雄	出席
１０	山田 武彦	欠席			
１１	横井 幸一	出席			
１２	鈴木 良法	欠席			
１３	近藤 吉美	出席			
１４	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	今枝 勲男	書 記	井上 清彦
書 記	堀田 裕樹		伊藤 秀樹
			吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 3 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 3 7 号 農地利用計画変更申出について
日程第 5	報告第 4 0 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 4 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 4 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

議 長 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は１２人、推進委員の出席数は９人です。

定足数に達していますので、令和４年度３月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第１「議事録署名委員の指名」を行います。

１３番近藤吉美委員及び１４番石原勇委員を指名します。

議 長 日程第２「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日１日限りと決定しました。

議 長 日程第３ 議案第３６号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 （説 明）

議案第３６号について説明いたします。

１番につきまして説明いたします。

参考資料は１～３ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は丹波中屋敷、前並地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

こちらにつきましては、３月１６日に近藤善成委員と三輪会長と事務局にて現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第３６号につきましては、近藤善成委員と私で現地確認を行って頂きましたが、代表して近藤善成委員から現地の状況について報告願います。

近藤委員 議案第３６号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について

問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び近藤善成委員から説明・報告がありました、議案第36号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第36号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第36号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第37号「農用地地洋計画変更申出について」を議題とします。

この議案には、私に関係する事項があります。

あま市農業委員会規則第17条の規定により、私は一時退席し、玉谷職務代理に議事進行をお願いします。

(三輪会長退席)

玉谷

職務代理 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第37号について説明いたします。

1番につきまして説明いたします。

参考資料は4～6ページです。

申出者は議案のとおり、申請地は、七宝町沖之島十坪地内の田です。

申出者は名古屋市中村区に本店を置き、申請地の北側隣地で製造業を営んでおります。原材料搬入のピットがトラック1台分しか無く、混雑時には、工場敷地内や敷地外で待機している状況であるため、工場敷地近隣の搬入経路上で待機所を確保しようと考えていたところ、当該土地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申出となっております。

なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、工場敷地との一体利用であるため、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

つづきまして、2番につきまして説明いたします。

参考資料は7～9ページです。

申出者は議案のとおり、申請地は、七宝町沖之島五反田地内の田、畑です。

申出者は現在、春日井市内の賃貸住宅に居住しております。生活環境の変化に伴い今の居住空間では手狭となり、一戸建て住宅の建設を計画しております。市街化区域の住宅等を検討しましたが条件に合わず、両親に相談したところ、

父の所有する今回の申請地において話しがまとまり、今回の申請となっております。

なお、申出地は農用地区域内ですが外周部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

つづきまして、3番につきまして説明いたします。

参考資料は10～12ページです。

申出者は議案のとおり、申請地は、篠田江下島地内の田です。

申出者は名古屋市中区に本店を置き、あま市篠田地内の生コン工場にて生コンクリート製造業を営んでおります。駐車場スペースが愛知県の行う蟹江川改修事業の事業用地として収用にかかり、代替地を探していたところ、本件の地権者と合意が得られたため、本申請地となりました。

なお、申出地は農用地区域内ですが周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

これらにつきましては、3月14日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、3月16日には近藤善成委員と三輪会長とで現地調査をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

玉谷

職務代理 議案第37号につきましては、近藤善成委員と三輪委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して近藤善成委員から現地の状況について報告願います。

近藤委員 議案第37号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

玉谷

職務代理 ただ今、事務局及び近藤善成委員から説明・報告がありました、議案第37号について、何かご質問等はございますか。

玉谷

職務代理 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第37号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

玉谷

職務代理 全員挙手です。よって、議案第37号は承認されました。
それでは、三輪委員に戻っていただきます。

議 長 日程第5 報告第40号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第41号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、報告第42号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を事務局から一括報告願います。

事務局 （報 告）

議 長 以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。３年間にわたり御協力いただき、ありがとうございました。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年3月20日

議 長 三輪 光雄

署 名 委 員 近藤 吉美

署 名 委 員 石原 勇